

第2回阿蘇地域医療構想検討専門部会 次 第

日 時： 平成27年11月9日(月)
19:00～21:00

場 所： 熊本県阿蘇保健所2階会議室

1 開 会

2 熊本県阿蘇保健所長挨拶

3 議 事

(1) 第1回各地域医療構想検討専門部会での御意見について

【資料1】

(2) 地域医療の実情把握のための聞き取り調査について

【資料2】

(3) 構想区域の設定について

【資料3】

4 意見交換

5 その他

6 閉 会

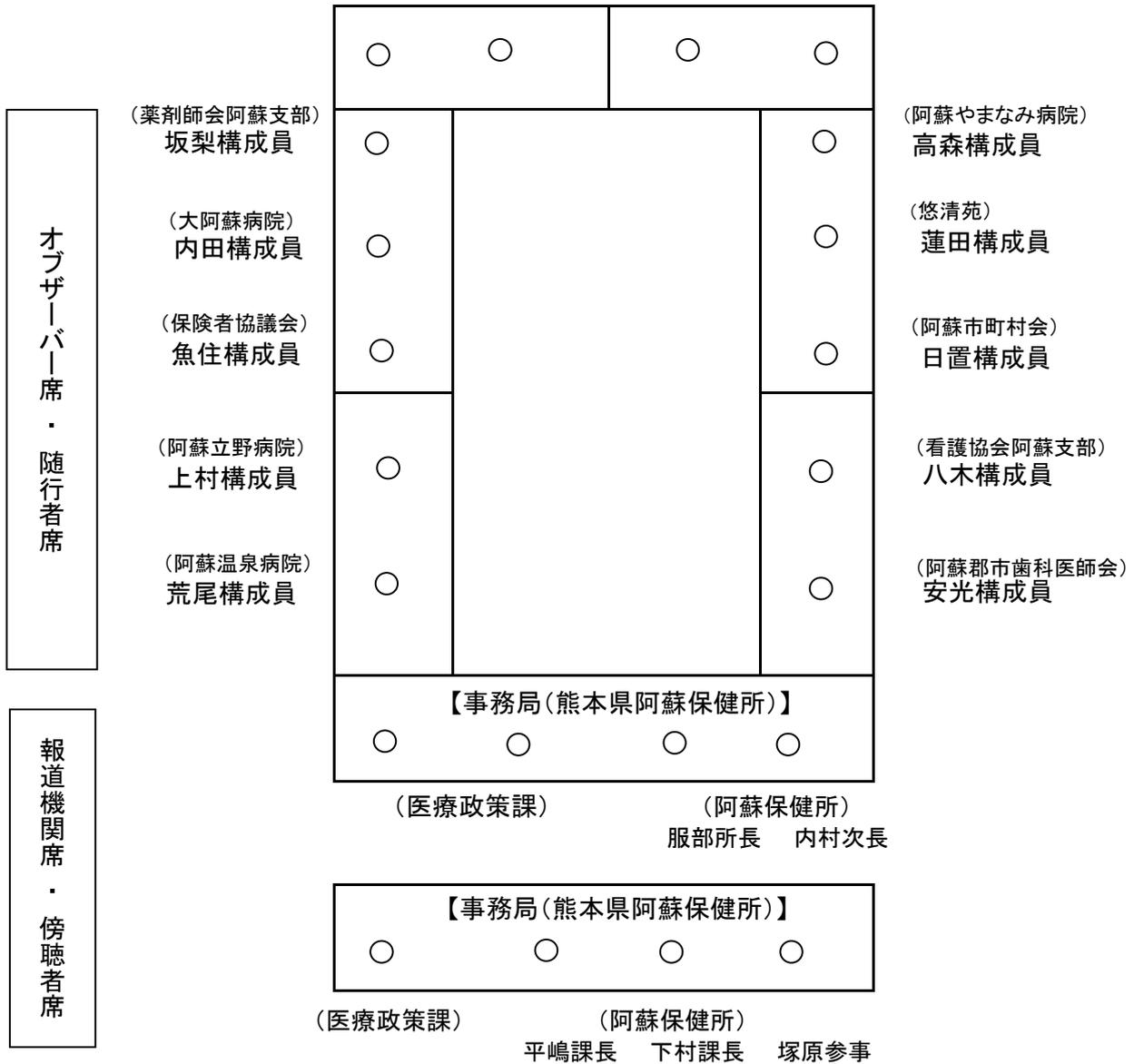
第2回阿蘇地域医療構想検討専門部会・出席者名簿

(五十音順・敬称略)

No.	氏名	所属・役職	出席	備考
1	荒尾 慎治	回復期機能を担う医療機関代表 (阿蘇温泉病院 医局長)	○	
2	上村 晋一	急性期機能を担う医療機関代表 (阿蘇立野病院 院長)	○	
3	魚住 こずえ	熊本県保険者協議会代表 警察共済組合熊本県支部 共済係長	○	
4	内田 太郎	慢性期機能を担う医療機関代表 (大阿蘇病院 院長)	○	
5	甲斐 豊	一般社団法人 阿蘇郡市医師会 理事(地域医療構想担当)	○	副会長
6	坂梨 淳一	公益社団法人 熊本県薬剤師会阿蘇支部 副支部長	○	
7	坂本 英世	在宅医療機関を担う医療機関代表 (小国公立病院 院長)	○	
8	下村 貴文	一般社団法人熊本県老人保健施設協会代表 (愛・ライフ内牧 副理事長)	○	
9	高森 薫生	公益社団法人熊本県精神科協会代表 (阿蘇やまなみ病院 院長)	○	
10	蓮田 逸子	熊本県老人福祉施設協議会代表 (悠清苑 施設長)	○	
11	日置 和彦	阿蘇市町村会 会長	○	
12	平田 智美	一般社団法人 阿蘇郡市医師会 会長	○	会長
13	八木 久美子	公益社団法人 熊本県看護協会阿蘇支部 副支部長	○	
14	安光 千昭	阿蘇郡市歯科医師会 専務理事	○	

第2回阿蘇地域医療構想検討専門部会 配席図

(小国公立病院) 【平田会長】 【甲斐副会長】 (愛・ライフ内牧)
 坂本構成員 (阿蘇郡市医師会) (阿蘇医療センター) 下村構成員



————— 出入口 —————

阿蘇地域医療構想検討専門部会設置要領

(設置)

第1条 医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第2項第7号に規定する地域医療構想の策定のため、熊本県保健医療推進協議会設置要項第9条の規定に基づき、阿蘇地域保健医療推進協議会に阿蘇地域医療構想検討専門部会（以下「部会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 部会は、阿蘇地域に係る地域医療構想の策定に必要な次の事項について協議する。

- (1) 構想区域（医療法第30条の4第2項第7号に規定する構想区域をいう。）に関する事項
- (2) 将来の医療需要（推計入院患者数）に関する事項
- (3) 将来の医療供給（医療提供体制）に関する事項
- (4) 将来のあるべき医療提供体制を実現するための施策に関する事項
- (5) その他の阿蘇地域に係る地域医療構想の策定等に関し必要な事項

(組織)

第3条 部会は、医療及び介護関係者、医療保険者その他の関係者等で構成する。

2 構成員の任期は、承諾の日から平成29年3月31日までとする。

(会長及び副会長)

第4条 部会に会長及び副会長を1人置く。

2 会長及び副会長は、構成員の互選により定める。

3 会長は、部会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 部会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 部会は、必要と認めるときは、関係機関等から意見を聴取することができる。

(会議の報告)

第6条 会長は、部会における意見をまとめて、阿蘇地域保健医療推進協議会に報告する。

(庶務)

第7条 部会の庶務は、熊本県阿蘇保健所総務福祉課において処理する。

(雑則)

第8条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、会長が構成員に諮って定める。

附 則

この要領は、平成27年6月22日から施行する。